

# 申告フローチャート (参考にしてください)

忘れずに申告を!

収入が無い旨の申告が必要です  
(町・道民税の申告)

- ・国民健康保険(18歳以上)、介護保険、後期高齢者医療保険等に加入している方(世帯員に後期高齢者医療被保険者がいる場合は世帯全員)
- ・児童扶養手当等の公的扶助を受ける方
- ・町営住宅等に入居されている方
- ・国民年金の免除申請をする方
- ・所得証明等が必要となる方 など

収入が「障害年金」・「遺族年金」のみの方はこちら

※障害年金や遺族年金のみの方は申告不要ですが、右に該当する場合は申告が必要です。

## ◆スタート◆

平成28年1月1日現在、羽幌町に居住していましたか?

いいえ → 平成28年1月1日現在の住所地で申告してください。

はい → 平成27年中(1/1~12/31)に収入がありましたか?

いいえ → 収入が「障害年金」・「遺族年金」のみの方はこちら

はい → 税務署へ所得税の納付・還付のため、確定申告をしますか?

いいえ → 町・道民税の申告は不要です。

はい → 年末調整は済んでいますか?

いいえ → 確定申告が必要です。

はい → 1カ所からの給与のみでしたか?

いいえ → 主な給与以外の副業の給与、年金、配当等の所得(給与の場合は収入)の合計が20万円を超えますか?

はい → 給与の「源泉徴収票」に記載されている内容以外の各種控除(医療費、障がい、扶養、寡婦(夫)等)を追加しますか?

はい → 確定申告が必要です。

いいえ → 申告は不要です。

いいえ → 給与、年金以外の場合は町・道民税の申告が必要です。

どんな収入がありましたか?

給与収入

年金収入※

公的年金等にかかる雑所得以外の所得が20万円を超えますか?

はい → 確定申告が必要です。  
※年金所得が20万円未満でその他に給与収入があり年末調整済みの場合は申告不要です。

公的年金等の収入額が400万円以下ですか?

はい → 公的年金の「源泉徴収票」に記載されている内容以外の各種控除(医療費、障がい、扶養、寡婦(夫)等)を追加しますか?

いいえ → 確定申告又は町・道民税の申告が必要です。

はい → 町・道民税の申告は不要です。  
※所得税の還付を受ける場合は、確定申告をしてください。

➔確定申告に関するお問い合わせ □留萌税務署 ☎ 0164-42-0661 □財務課税務係 ☎ 68-7002(係直通)

## 事業主のみなさまへ 雇用促進助成金のご案内

今までの羽幌町雇用促進助成制度の一部を改正したことにより、障がいを持つ方を雇用しやすくなりました。

障がい者を雇用した場合、1年経過するごとに助成します。  
**正社員48万円・常用パート18万円**  
(3年限度) (1年限度)

次のどちらかの条件を満たし羽幌町から助成対象事業者の指定を受ける必要があります。

- ①羽幌町民を常用労働者として雇用し、事業所の常用労働者数が増加したとき
- ②すでに雇用している羽幌町民の常用パート社員を正社員にしたとき

※雇用した日から30日以内に予め申請が必要です。  
必要書類：障害を持つ方と確認できる書類等の写し  
詳しくは、お問い合わせください。

➔お問い合わせ 商工観光課商工労働係 ☎ 68-7007(課直通)

# 平成27年分所得税・平成28年度住民税 確定申告は正しくお早めに

今年も申告の時期が近づいてきました。  
所得税の確定申告書は、平成28年2月16日~3月15日までに留萌税務署へ提出してください。  
羽幌町での受付は、次の日程です。

## 申告の日程 ※土・日・祝日は受付できません

内容・地区	会場	受付日	受付時間
<b>還付申告</b> ※年金収入だけの方の住民税申告や、医療費控除に該当する方などの相談も可	役場 1階 相談室	1月20日(水)~3月15日(火) ※1月26日~29日は離島地区申告のため受付しません	午前9:00~午後5:00
<b>申告相談</b>	焼尻地区	焼尻研修センター	1月26日(火) 午後1:00~午後5:00 1月27日(水) 午前9:00~午後5:00
		天売地区	天売研修センター
	市街地区	川北老人福祉センター	2月12日(金) 午前9:00~午後5:00
		役場 1階 相談室	2月16日(火)~3月15日(火) 午前9:00~午後5:00

注) 仕事の都合などで受付時間内に来られない場合は個別に対応しますので、事前にご連絡ください。

## 申告に必要なもの

- 印鑑 ■通帳(口座情報がわかるもの)※還付申告の場合【所得の種類により】
- 給与所得者・・・「源泉徴収票」 ■年金所得者・・・「源泉徴収票」(ハガキ)※ ※公的年金受給者は「年金振込通知書(青字)」ではなく、下記の「源泉徴収票(赤字)」を持参してください。
- 営業、不動産、農業、漁業の所得者・・・収支内訳書、必要経費を確認できる書類【各種控除を受ける場合】
- 医療費控除・・・「医療費の領収書」  
※病院・治療ごとにまとめた明細書を作成していただきます。(所定の様式を役場で配布しています。)
- 配偶者・扶養控除・・・配偶者・扶養者の所得がわかるもの(「源泉徴収票」など)
- 社会保険料・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料等控除・・・「領収書または控除証明書」
- 障害者控除・・・「障害者手帳または認定書」  
障がい者本人や障がい者を扶養している方は、**税控除の対象**となります。
- 寄付金控除・・・「領収書または証明書」

## 申告をすると税金が還付される方(還付申告)

- 源泉徴収や予定納税をした税金が納め過ぎの方
- 医療費が10万円を超える方  
※所得が200万円未満の方は、その5%を超える額(入院給付金、高額療養費等により補てんされた医療費は除きます)
- 控除対象の寄付金が2千円を超える方
- 借入金等によって住宅を取得または増改築した方(対象要件あり)など

平成27年分 公的年金等の源泉徴収票	
支払を 受ける者	住所 または 居所 氏名 生年月日
区分	支払金額 源泉徴収額
課税100円の第1号適用分	円 円
課税100円の第2号適用分	円 円
課税100円の第3号適用分	円 円
年金の種類	本人 控除対象配偶者の有無等
	特別障害者 特別障害者 障害者 有 無 本人控除対象配偶者の有無
控除対象扶養親縁の数	本人以外の障害者の数 社会保険料の金額
特定 老人 その他	特別 その他
円 円 円	円 円 円
(備考)	
支払者 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 「官署支出官」厚生労働省年金局事業企画課長	
印	